

保証制度のポイント

中小企業特定社債(私募債)保証

1 保証対象者

県内に事業の本拠を有し、原則として信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を1年以上営む中小企業者

2 資格要件

ココをチェック!!

厳しい「適債基準」を満たすことで優良企業としての「証」となります。平成21年5月11日より適債基準が純資産1億円以上から5千万円以上へ緩和されています。

項目		適債基準			計算式
純資産額(必須)		5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	資本の額 (資本金を含む)
ストック要件 (1つ以上充足)	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	$\frac{\text{純資産の額}}{\text{資本の額} + \text{負債の額}}$
	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	$\frac{\text{純資産の額}}{\text{資本金}}$
フロー要件 (1つ以上充足)	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	$\frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{配当金}}{\text{資産の額}}$
	インタレストカバレッジレシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	$\frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{配当金}}{\text{支払利息} + \text{割引料}}$

3 保証限度額

- 発行限度額
最高発行限度額 5億6,000万円 (最低発行限度額 3,000万円)
※会社法の施行により、通常の株式会社に加え、特例有限会社、合名会社、合資会社および合同会社についても、社債発行が可能となりました。
- 保証金額
4億5,000万円以内
※ただし、経営安定関連保証を除く普通保険、無担保保険の合算限度額は5億円。
また、私募債に係る保証割合は80%となります。(したがって、保証付き私募債の発行価額は5億6,000万円が限度となります。)
- 各社債の金額
1千万円の1種。ただし、社債の総額5億円以上の場合は、2千万円の1種。

4 資金用途

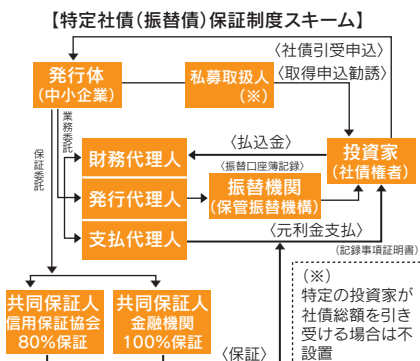
運転資金・設備資金

5 保証期間

2年以上 7年以内(年単位)
※返済方法は満期一括償還と定時償還のご利用が可能です。

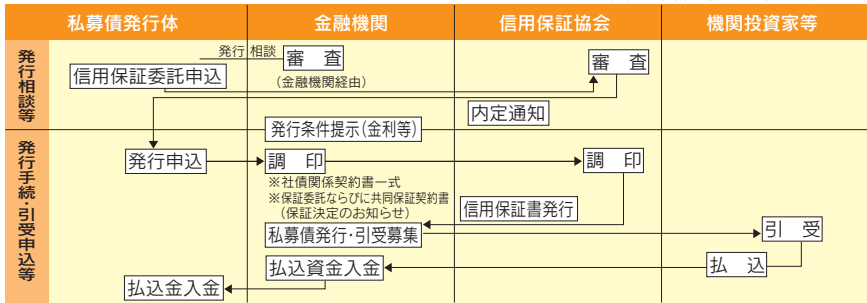
6 その他

- ※固定金利により長期で安定した資金調達が図れます。
- ※当協会では、定性要因(経営者・経営環境・経営基盤の3点を評価)による独自の保証料割引(0.09%~0.24%)を導入しています。
- ※原則として、保証金額2億円超の保証の際には担保が必要となります。



(1) 私募債発行のスケジュールについて

※日程に余裕をもってお申込みください。



(2) 添付書類について

必ず特定社債用申込書の「添付書類・チェックリスト」で添付書類を確認してください。
特に、一般の融資の保証と異なる以下のものに注意して下さい。

- ・直近3期分の確定申告決算書(税務署収受印のある申告書別表(電子申告の場合は受信通知を印刷したものを添付))、決算書、勘定科目明細一式添付)の写し
- ・商業登記簿謄本
- ・法人印鑑証明書(最近3ヶ月以内のもの)
- ・納税証明書(法人税又は事業税の証明書<写しは不可>)

(3) 特定社債保証の償還期日における対応について

特定社債保証の償還期日における対応のパターンは以下の通りです。

		対応方法	適債基準の適格状況
社債発行	A	満期一括償還	○、×
	B	旧社債を償還期日に償還し、同日に新社債を発行	○
	C	間接金融(一般保証等)にて借換	×

A. 適債基準の適否にかかわらず、満期一括償還する

B. 適債基準を満たしている場合、旧社債を償還期日に償還し、同日に新社債を発行する(※1)

C. 適債基準を満たさず、一括償還不能な場合、間接金融にて借換する(※2)

(ただし、期中において間接金融に切り換えることはできません)

(注) なお、社債の償還期日延長、分割弁済は社債権者集会の開催等を要するため、条件変更での対応はできません

※1 旧社債を償還期日に償還し、同日に新社債を発行する際の留意点

- ①旧社債は新社債の発行までに償還する必要があります。
- ②旧社債をプロパー資金(つなぎ資金)で決済し、当該つなぎ資金を新社債で決済することも可能です。その際、保証委託申込書につなぎ資金の決済資金である旨を明示して申し込むことが必要となります。
(この場合においては、特定社債保証制度には間接金融における「約定書」の適用がないことから、旧債振替による保証免責の問題は発生しません)

※2 特定社債を間接金融(一般保証等)で借換する際の留意点

- ①信用保証協会にて間接金融の与信枠があることが必要です。
- ②経営安定関連保証の保証残高を除き、保証総額5億円が限度となります。
- ③借換時の金額は社債の総額に保証割合を乗じた金額となります。
(保証割合について・・・H19.9.30以前 90%、H19.10.1以降 80%)